

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、2019年11月28日付で商号を「夢の街創造委員会株式会社」から「株式会社出前館」へ変更しております。

当社は、“あったらいいな。をカタチにする夢の卵”、“ゼロから創り出す”、“委員会活動のように活発に！”を経営理念に、持続的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、経営の効率化、意思決定の迅速化及び透明性の高い健全な経営に向けた取組みを推進しております。

また、経営理念に加えて、2019年11月に現社名へ変更した際、ブランドステイトメントとして新たにタグラインとして、「しあわせはすぐ届く」を制定し、当社のブランド価値の行動指針としております。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたり、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し維持していくことが重要な経営課題であると考えており、当社では、「経営の実効性と公正性・透明性」を重視し、「株主・取引先・従業員・社会に対する継続的な企業価値の増大」を図るための経営統治機能と位置づけております。また、法令の遵守につきましては、有識者(弁護士・公認会計士)の意見を参考にして社内研修会を開催するとともに、外部の研修会にも積極的に参加しております。

当社では、当社事業に精通した取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に監査権を有する監査役が公正性と独立の立場から、取締役の職務執行を監査し経営の監督機能の充実を図る体制が、経営の実効性と公正性・透明性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。

この監査役会設置会社制度の下で、取締役が経営者として職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役(会)が執行役員の業務執行を監督します。なお、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にするため、全取締役の任期を1年としております。

また、社会環境・ビジネス環境の変化をいち早く察知し、社会的に公正な企業活動を推進するために、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要と考え、経営に対する経験・知見豊かな社外取締役を積極的に経営に参画させるとともに、専門性に優れた社外監査役による中立かつ客観的な監査により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております(取締役7名、監査役4名のうち、社外取締役2名、社外監査役3名)。

なお、経営陣の最適な人選は、経営上重要であるとの考えから、取締役会は社外取締役・社外監査役で構成された取締役会の諮問機関である指名諮問委員会の答申を参考に決議しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
LINE株式会社	29,428,000	35.79
未来Fund有限責任事業組合	20,548,000	24.99
中村利江 (戸籍名:西村利江)	5,494,000	6.68
ビーエヌワイエムエスエーエヌビイービーエヌワイエムジーシーエムクライアントアカウントアカウンツエムアイエルエムエフイー (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	2,791,385	3.40
ザバンクオブニューヨークメロン140051 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,027,400	2.47
ザバンクオブニューヨーク133652 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,493,900	1.82
エムエルアイフォーククライアントジェネラルオムニノンコラテラルノントリーティーピービー (常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社)	1,264,900	1.54
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,229,095	1.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,111,700	1.36

ジェービーモルガンチェースバンク385632 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,082,800	1.32
---	-----------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	———
親会社の有無 更新	NAVER CORPORATION (上場:海外) (コード) ———

補足説明 更新

・大株主の状況は2020年8月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式3,271,074株があります。
 ・割合は当社が保有する自己株式3,271,074株を除いて計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、LINE株式会社ならびに未来Fund有限責任事業組合、それぞれの被持分法適用会社であり、同時に、LINE株式会社の親会社であり、未来Fund有限責任事業組合に90%出資しているNAVER J Hub株式会社の親会社であるNAVER Corporationが、当社の親会社となりますが、当社グループの経営方針および政策決定、事業展開については、独自の意思決定によって進めております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森一生	他の会社の出身者											○
富山浩樹	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森一生	○	独立役員として指定しております。	弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経験と高い見識を主にコンプライアンス経営に活かして頂くとともに当社指名諮問委員会委員として適切な経営執行の監査機能を発揮して頂けると判断し、選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 森氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定いたしました。

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木孝光	○	独立役員として指定しております。	飲食業界における幅広い事業運営・経営執行の経験を有しており、高い専門性と客観性・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督がなされることを期待し、社外監査役として選任しております。なお、当社指名諮問委員会委員としても活動いただいております。 ＜独立役員指定理由＞ 鈴木氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定しております。
赤塚宏	○	独立役員として指定しております。	事業会社における幅広い管理統括業務の実績を有していること、また、企業経営に関する知識、経験が十分であり、監査役としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけと考え、社外監査役として選任しております。なお、当社指名諮問委員会委員としても活動いただいております。 ＜独立役員指定理由＞ 赤塚氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定しております。
辻哲哉	○	独立役員として指定しております。	弁護士として豊富な経験、見識を有しており、専門的見地からの有用な助言をいただけたと考え、社外監査役として選任しております。なお、当社指名諮問委員会委員としても活動いただいております。 ＜独立役員指定理由＞ 辻氏は当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、また当社経営陣からの指示命令を受けることもないため、独立性が高いことから、独立役員に適任であると判断し、指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績目標の達成ならびに持続的な企業価値向上を目指すにあたり、取締役の達成意欲および士気を一層向上させることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に社内取締役の報酬総額、社外取締役と社外監査役を含む社外役員の総額それぞれの金額を開示しております。

取締役及び監査役に対する報酬等の総額(2020年8月期)

取締役(社外除く) 8名 84,150千円

監査役(社外除く) 1名 1千円

社外役員 6名 21,900千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針については、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績及び各役員の役割における責務と貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。当事業年度の役員の報酬については第20期定時株主総会終了後の2019年11月28日と臨時株主総会終了後の2020年6月12日にそれぞれ決議しております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。当事業年度の監査役の報酬報酬については2019年11月28日に決議しております。

取締役報酬及び監査役報酬は、株主総会においてご承認いただいた確定額報酬枠内の範囲内で、その具体的金額を取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で決定しております。

なお、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内(うち社外取締役分は年額50,000千円以内)、監査役の報酬限度額は、50,000千円以内と決議されております。また、2008年11月26日開催の第9期定時株主総会においてストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を、上記報酬限度額とは別枠で、取締役は年額50,000千円以内(うち社外取締役分年額10,000千円以内)、監査役は年額5,000千円以内(うち社外監査役分年額1,000千円以内)と決議されております。

当社の役員報酬は、業績連動報酬以外の報酬のみの構成となっておりますが、将来的には、当社グループの持続的な成長を通じた企業価値の向上への貢献を促す目的で業績連動報酬の導入などを目指してまいります。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

当社における取締役会事務局機能は、ビジネスサポート本部総務法務グループがこれにあっており、経営会議の情報共有および取締役会開催に向けた事前資料の送付を実施し、社外取締役および社外監査役が社内役員と同等の情報が得られるよう努めております。

また、社外監査役にあっては常勤の社外監査役が経営会議に参加し、非常勤監査役へ情報の共有に努め、相互に連携することにより、監査役監査の充実を図っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

中村利江	エグゼクティブアドバイザー	当社組織運営に関するアドバイスおよびデリバリー業界の拡大に向けた活動等に関与いただくことを基本に、 (1)出前館の事業成長に関する提案や助言 (2)デリバリー業界の拡大に向けた活動、サポート業務 (3)講演会、勉強会などその他当社と協議の上決定された業務を定めております。	非常勤、委託報酬あり	2020/11/26	1年
------	---------------	---	------------	------------	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

1. 取締役会

取締役会は、社内取締役5名、社外取締役2名の計7名で構成されております。定時取締役会は毎月1回開催しており、監査役4名も出席し、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項を決議し、また法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受け、取締役・執行役員の職務執行を監督します。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

取締役会では、当社グループのビジネスモデルに通じる取締役と経営経験が豊かでより広い見識を持つ社外取締役という、社内外の英知を積極的に事業運営に取込むことで取締役会の機能を高めております。

なお、取締役会は代表取締役社長藤井英雄を議長に、取締役藤原彰二、同鈴木孝知、同清村遙子、同舩田淳、社外取締役森一生、同富山浩樹で構成されております。

2. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。また、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。

監査役会は、常勤社外監査役鈴木孝光、社外監査役赤塚宏、同辻哲哉、監査役奇高杆で構成され、常勤社外監査役鈴木孝光が議長を務めております。

当社監査役は、4名のうち3名が社外ではありますが、当社グループの業務に深い見識を有しており、専門性に優れた社外監査役としても専門性も兼ねた監査役会を構成し、取締役の業務執行について業務監査並びに会計監査の観点で、監査役は監査役会を毎月1回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

3. 会計監査人

会計監査は、EY新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な会計監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い、適正な会計処理に努めております。

4. 指名諮問委員会

取締役会の決議に基づき設置された諮問委員会で、社外取締役森一生、同富山浩樹、常勤社外監査役鈴木孝光、社外監査役赤塚宏、同辻哲哉の5名の独立社外取締役および独立社外監査役で構成されております。指名諮問委員会では、社外取締役森一生が委員長を務め、透明性、客観性を高めるべく、取締役、監査役の選定をはじめ経営陣の選解任および当社グループの中長期的な発展に資する後継者の育成に関する事項について都度開催しており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した独立役員のみで構成し、適切な判断が行われる体制に努めております。

当社はこの他にも、以下のような機関によりコーポレート・ガバナンスに関する体制を構築しております。

経営会議

取締役及び執行役員が出席し、毎週1回程度開催し、経営の執行に関する重要事項の審議・報告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会を設置し、社外監査役4名による監査体制が経営監視機能として有効に機能すると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。また、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能である取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されており、経営環境の著しい変化に対応し、経営の透明性実現のため経営判断の適正性と迅速な業務執行が可能な経営体制をとっております。なお、当社の企業統治の体制は、事業規模等を勘案したものであり、効率的かつ効果的に機能すると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の15日前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は毎年11月に株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2015年(第16期定時株主総会)から、インターネットによる議決権行使の仕組みを導入しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ではディスクロージャーポリシーを制定し、当社HPに掲載しております。 https://corporate.demae-can.com/ir_information/policy/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に機関投資家を直接往訪しております。また半期毎に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://corporate.demae-can.com/ir_information/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画グループにIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、事業を通して社会へ積極的な貢献を行うことで、顧客、株主、従業員、取引先、社会とともに発展を遂げる企業を目指しており、このことを「株式会社出前館 企業行動規範」で定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制基本方針を制定し、事業活動が定款に適合すること、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む旨を宣言しております。

取締役及び使用人の職務執行については、代表取締役社長直属の内部監査室において各部門に対する内部監査を定期的実施するとともに、代表取締役を委員長に、各本部長と内部監査室長がメンバーとなり、常勤監査役がオブザーバーとして参加するコンプライアンス・リスク委員会において、全社横断的にコンプライアンスに対する取り組み状況の確認や、発生しうるリスクの把握、開示及び発生防止にかかる管理体制の整備並びに発生したリスクへの対処に関する基本的な事項を定め、事業の適正化かつ円滑な運営及びその継続性の確保に努めております。

コンプライアンス教育については、当社の基本方針となる企業行動規範やコンプライアンス・リスクガイドラインを制定し、取締役及び使用人へ周知するとともに、社内規程としてはインサイダー取引防止管理規程等を整備した事業運営を行っております。

社員教育として、全社員に向けた講習を定期的実施することで、業務に関する最新の法律、規制等が周知されるように努めるとともに、公益通報者保護法に基づいた措置等を適切に運用し、コンプライアンス違反がなされた場合の発見が行える体制整備を図っております。

取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、毎週行われる経営会議では、常勤監査役とともに社外取締役も参加し、職務執行が適切になされているかの監督を行っております。また、社外取締役及び社外監査役に各1名ずつ弁護士を起用し、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力対応規程を制定し、その中で、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する方針を定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 対応統括部署及びおおよび不当要求防止責任者の設置状況

当社は反社会勢力排除に向けた対応部署を総務法務グループとし、その管掌取締役を責任者としております。また、必要に応じて各事業部門等に反社会的勢力対応責任者及び同対応担当者を置き、反社会的勢力への適切な対応を行っております。

2) 外部の専門機関との連携状況

警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関、部門と日頃から連絡を取り連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、反社会的勢力への対応に資する情報を日頃から収集・管理し、反社会的勢力対応責任者及び同対応担当者に共有しております。

4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への過去の対応実績に関する社内資料や関連する外部資料を保管し、適宜利用できる体制を整備しております。

5) 研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有するほか、担当部門である総務法務グループや関連する内部監査部門での反社会的勢力への対応能力を向上させるため、定期的な教育を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社情報の開示基準

当社グループは、「ディスクロージャーポリシー」を制定し、金融商品取引法等関係諸法令、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という)等の法令遵守はもとより、高い倫理観をもって企業活動を行うとともに経営の透明性確保のため、投資者の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーへ、重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するように努めております。

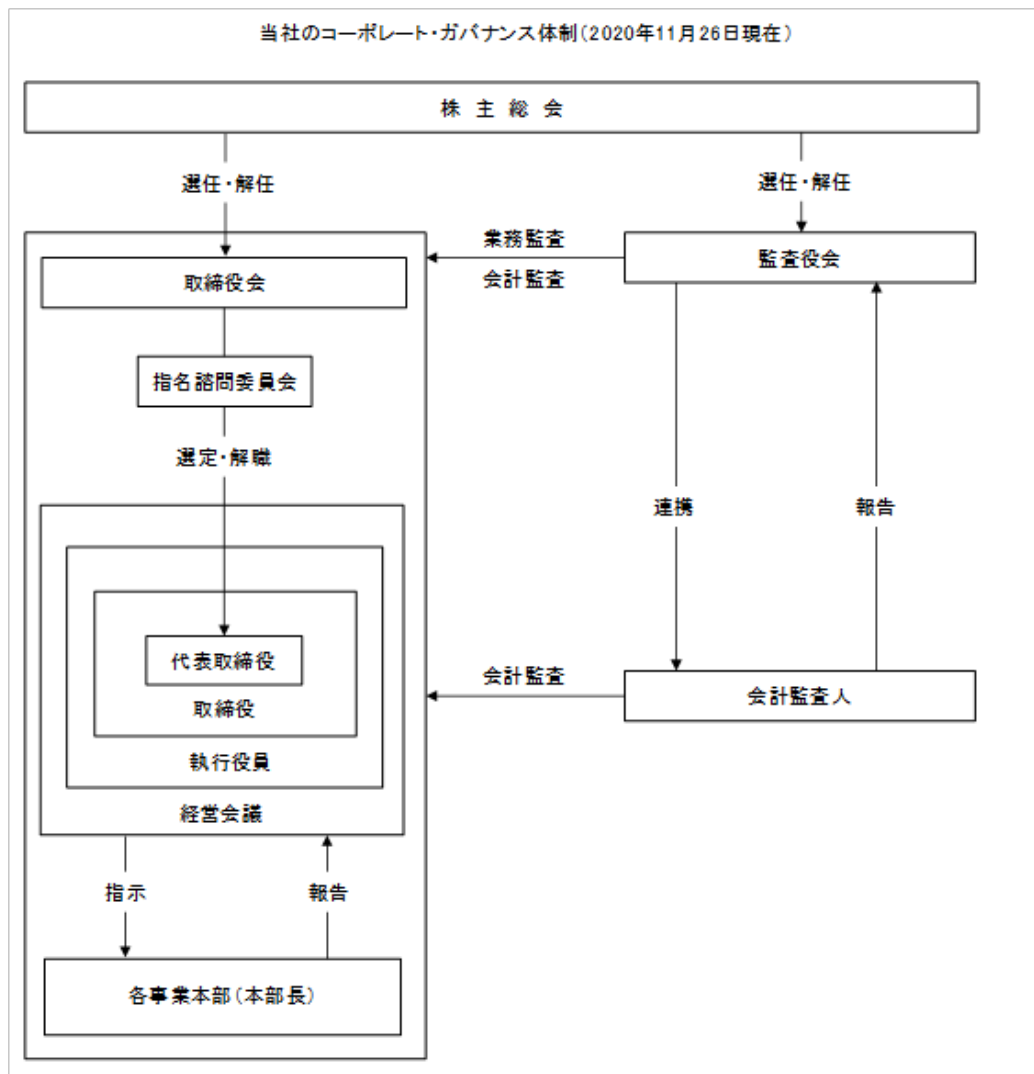
2. 会社情報の開示方法

適時開示規則上開示が求められる会社情報の、「決定事実に関する情報」については取締役会決議等の会社の業務執行を実質的に決定する機関による決議・決定が行われた時点で、「発生事実に関する情報」についてはその発生を認識した時点において、速やかに開示が行えるよう社内体制を整備し、株式会社東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム」(TDnet) による開示を行っております。

また、適時開示規則で定めていない会社情報についても、同伝達システムならびに適切な方法により、可能な限り正確かつ公平に提供するように努めております。

3. 沈黙期間

当社グループは決算情報の漏洩防止と公平性確保のため、決算発表日の概ね3週間前から沈黙期間として決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく乖離する見込みが発生した場合には、適時開示規則に基づいて速やかに開示いたします。



適時開示体制概要図

